

# 猶予制度の概要

## 1 猶予制度とは

奨学生本人が、被災、傷病、在学中等の理由で、一時的に償還（返済）が困難になった場合、償還を先に延ばすことができます。

- ・先に延ばした分、償還の終了が延長されます。
- ・償還総額は変わりません（猶予であって、返済免除ではありません）。
- ・1年ごとの申請が必要です。継続して猶予を希望する場合は、**毎年、申請が必要です。**
- ・猶予理由によっては、**通算5年限度**との定めがあります。（失業・経済困難・入学準備中 等）
- ・連帯保証人の理由では猶予できません。
- ・**滞納金の償還を猶予することはできません。猶予を受けるには、滞納がないことが前提となります。**

## 2 提出期限

**原則として、25日までに申請書を受け付け猶予決定したのについて、翌月の償還分から猶予を開始します。**

※但し、一度も償還が始まっておらず、在学中を理由とする者は、当年度の在学証明書添付が必要なため、4月中の提出でかまいません。

※申請が遅れると償還が始まります。希望される場合は、早めの手続きをお願いします。

申請がなかったとしても当方から確認の連絡を行うことはありません。

## 3 主な猶予の事由

被災、傷病、在学中、その他として知事が特に必要と認める場合（失業、経済困難、入学準備中、産休・育休 等）

※必要な添付書類については裏面を御確認ください。

## 4 その他留意事項

- ・郵送の場合は簡易書留としてください。
- ・承認期間中に猶予理由を失った場合は、速やかにお知らせください。
- ・虚偽の理由により猶予を申請した場合、判明時点で猶予を取消し、貸付総額を一括請求することがあります。
- ・内容について疑義があった場合、当方から確認の連絡を行う場合があります。

### 【提出・問い合わせ先】

〒730-8514 広島市中区基町9番42号  
広島県教育委員会事務局  
学びの革新推進部 教育支援推進課 企画調整係  
電話：082-513-4996  
(受付時間 平日9時から17時まで)

困ったら  
まず相談  
してください



## 【猶予に必要な添付書類】

※証明書等は、一部を除き申請日の直近2か月以内に発行したものを添付してください。

主な猶予の理由	猶予理由の確認できる証明書等	証明書等発行者
被災 災害発生から 5年限度	り災証明書 ・不動産に物的損害を受けたことがわかる証明書 ・床上浸水以上（一部床上も可） ・断水，停電理由は不可 ・り災証明書が1通しか発行がない場合，証明書の写しにその旨を記載して提出	市区町村長
傷病	診断書 ・診断書に「就労困難」の記載があること	医療機関（医師，病院長）
在学中	在学（在籍）証明書の原本（学生証のコピーは不可） （在学中を理由にする場合は，申請書の理由欄に入学年月と卒業予定年月を追記すること） ・次の種別の学校に限る 高等学校，高等専門学校，専門学校（2年以上の課程に限る），短大，大学，大学院，一部の大学校 ・予備校やタレント養成所，カルチャースクールのような教育サービスは在学中の猶予理由としては認められませんので，当方へ相談ください	在籍学校長

その他知事が特に必要と認める場合の例として

（他にも対象となる理由があります。問い合わせください。）

猶予の理由	猶予理由の確認できる証明書等	証明書等発行者
失業 通算5年限度※	離職票（写し）又は，雇用保険被保険者証（写し）	勤務先 ハローワーク等
経済困難 通算5年限度※	収入のわかる所得証明書の原本 源泉徴収票（写し可） 被扶養者の記載のある健康保険証（写し）等 （国民健康保険証は扶養確認が出来ないため不可） ・収入・所得に条件あり 給与所得者：収入200万円以下 給与所得以外の者：所得130万円以下	市区町村長 勤務先 等
入学準備中 通算5年限度※	予備校の在学証明書 卒業高等学校による証明書（先生によるものでも可） 等	予備校 卒業高等学校 等
産休・育休	勤務先発行の証明書（写し）	勤務先

※通算5年限度とは，異なる理由であっても併せて通算5年限度となります。

償還が困難な場合は，当方へまず御相談ください。